定款附則の記載例

　　附　　則

第１条　この定款は、福島県知事の認可の日から施行する。

第２条　本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理　事　長　○○　○○

理　　　事　□□　□□

　　同　　　◇◇　◇◇

監　　　事　△△　△△

第３条　本社団の最初の会計年度は、第　条の規定にかかわらず、設立の日から令和　　年　　月　　日までとする。

第４条　本社団の設立当初の役員の任期は、第　条の規定にかかわらず、令和　　年　　月　　日までとする。

※第３条については設立の日から１年未満、第４条については、設立の日から２年未満の日にすること。